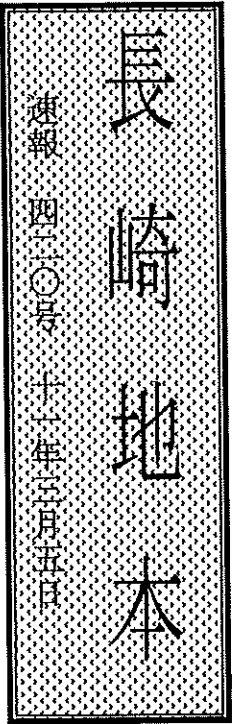


県労委が会社の不当労働行為を認定！！

団交拒否、支配介入は認められたがバックペイは救済されず



平成22年(不)第2号事件命令

丸菱運輸分会では、破産後の2月14日に労働委員会へ不当労働行為救済申し立てを行ったが、昨年の6月にも団交拒否・支配介入として救済申し立てを行っていた。本件は昨年5月の団体交渉において、賃金カットや休業協定の交渉を行ったが、結果的に合意に至らず双方持ち帰り検討するという内容であった。にもかかわらず、会社はその後、組合との協議もなしに一方的に就業規則の変更として賃金カットを強行し、休業協定についても従業員代表との協定化を強行しようとしたのである。委員調査が開始されると、会社は事実関係には一切反論も無く、会社の困窮ぶりを主張するばかりで、1回の審問で結審となり、2月28日今回の命令が下された。その命令の内容(要約)は、①被申立人は平成22年6月1日から実施した就業規則変更による賃金カットについて、誠実に団体交渉を行わなければならない。②被申立人は申立人に対し、謝罪文を手交しなければならない。③というものであった。組合が救済を申立てた中にはバックペイ(賃金カット分の支払い)も含まれていた。このバックペイについては、破産管財人も労委の命令を尊重するという立場を示していた為、本件の結審以降、解

雇となり収入が途絶えた組合員にとつては、僅かながらも労働債権が増えるという期待があったが、残念ながら今回の命令では救済されなかった。この点について労委は、「団交拒否や不誠実団交についての救済内容としては、団体交渉を命じる事で足りるのであって、団体交渉の内容を、労働委員会の命令の中で実現する事を想定していないものと考え」と判断している。この点については、「団交に応じよ」という命令があったにせよ、会社は破産した状況下で、現時点での交渉相手は管財人になるのであるが、本来の団体交渉は実現不可能であり、そのような状況も踏まえて救済を行うのが労働委員会の本旨ではなからうか。とは言え、これが現時点での労働

働委員会制度の限界であり、現実である。本件命令を受け、バックペイについては、管財人交渉を進め、有利な状況を作り出さなければならない。組合員は先日、1回目の失業給付が開始され、有給休暇分・賃金カット分も含めた未払い賃金について労働債権として長崎地裁へ申告も行った。

「支援カンパ」への協力に感謝
前号で丸菱闘争の状況とこの闘争に対し、全国一般長崎労組として組合員ひとり1000円の支援カンパを取り組む事を報じた。春闘の最中、組合員も厳しい財政状況にありながら多くのカンパが寄せられているおり、感謝申し上げます。この仲間の気持ちを糧にして、一つ一つの課題を乗り越えなければならぬ。

団交実施などを丸菱運輸に命令
賃金カットで従業員代表が加入する全国一般長崎地方労働組合長崎地区合同支部(以下「支部」と称す)は、2011年1月(不)第2号事件命令に基づき、丸菱運輸(以下「会社」と称す)に対し、不当労働行為救済を求めた。この命令は、会社に対し、賃金カットの実施を中止し、就業規則の変更を撤回し、被申立人は申立人に対し、謝罪文を手交しなければならない。また、賃金カット分の支払い(バックペイ)も含まれていた。このバックペイについては、破産管財人も労委の命令を尊重するという立場を示していた為、本件の結審以降、解

↓会社の謝罪文 ↑3月1日付長崎新聞

当社が、平成22年6月1日から実施した就業規則変更による賃金カットに関する団体交渉継続中において、貴組合との合意がない時点で、従業員代表に就業規則変更の意見書の提出を求めたこと、及び就業規則を変更し、賃金カットを実施したことは、長崎県労働委員会によって、労働組合法第7条第2号及び第3号に違反する不当労働行為であると認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成23年3月4日

全国一般長崎地方労働組合長崎地区合同支部
執行委員長 中嶋 昭次 様

株式会社丸菱運輸
代表取締役 松永 雅文

丸菱運輸闘争を全国一般全体で支援していく！！

発行・全国一般長崎地方労働組合 連絡先・諫早市宇都町30-30
 TEL 0957 23 5212 FAX 0957 23 4558 ・長崎連絡先・095 828 1550(ファックス兼用)
 Eメール n-tihon@dream.ocn.ne.jp HP http://www7.ocn.ne.jp/~ntihon/ntihon.htm